委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1.執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○知事	市区町村長等
2.都道府県名	茨城県	
3.市区町村名	かすみがうら市	
4.届出番号	3	
5.独自利用事務の事例番 号	74-1	
6.届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/data/doc/1465956514_doc_70_0.pdf	

執行機関名 かすみがうら市長

子どもの医療費助成に関する事務

1.準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第88号)に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	56	
番号法別表第2の項	74	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び の該当部分		かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表1第3の項 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第88号)に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法 (昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例(平成17年3月28日条例第88号)第1 条
事務の趣旨又は目的	護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 児童を養	第1条 この条例は、妊産婦、 <u>小児、</u> 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度 心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これら の者の生活の安定と <u>福祉の向上</u> に寄与することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例(平成17年3月28日条例第88号) かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例施行規則(平成17年3月28日規則第47号)